(趣旨)

- 第1条 この規程は、寄居町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、寄居町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算)
- 第2条 協議会の予算は、寄居町からの負担金、他の団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに寄居町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項 の規定を準用する。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表 第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、寄居町の例によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければな らない。

(協議会出納員)

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずること ができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつ

かさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、寄居町の例により行 うものとする。
- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
 - (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊 (決算等)
- 第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条第3項の規定に定 められた監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに寄居町長に送付しなければならない。 (委任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年9月22日から施行する。 附 則(平成25年改正)

この規程は、平成25年3月28日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

	款		項		目
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

	款		項		目
1	運営費	1	会議費	1	会議費
		2	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	諸支出金	1	諸支出金	1	諸支出金
4	予備費	1	予備費	1	予備費